千葉市大規模小売店舗立地法施行要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成１０年政令第３２７号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成１１年通商産業省令第６２号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設等に係る事前協議）

第２条　市長は、法第５条第１項又は第６条第２項の規定による届出をしようとする者に対し、法第４条第１項の規定により経済産業大臣が定める指針に掲げる事項に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

２　前項の規定により市長と協議を行う者は、出店準備計画書を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の規定により出店準備計画書の提出があった場合であって、当該大規模小売店舗がその敷地の境界から１㎞以内の範囲に他の市又は町の区域が含まれるもの（以下「広域案件」という。）であるときは、当該出店準備計画書の副本を千葉県及び当該市町に送付するものとする。

（変更の届出）

第３条　法第６条第１項の規定による届出は、当該変更があった日の翌日から起算して１４日以内に行うものとする。

（軽微な変更の承認）

第４条　施行規則第８条の規定による承認を受けようとする者は、軽微変更適用申請書に当該変更が軽微であることを証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による軽微変更適用申請書の提出があった場合においては、その可否を決定し、その結果を軽微変更適用承認（不承認）通知書により届出者に通知するものとする。

（説明会の開催）

第５条　法第７条第１項の規定による説明会（以下「説明会」という。）は、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に１回以上開催するものとする。

２　説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、あらかじめ、説明会開催計画書を市長に提出するものとする。

３　説明会開催者は、説明会に参加した者に対し、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、法第５条第３項の規定による公告の日から４月以内に法第８条第２項の意見書を本市に提出できることを周知するものとする。

（説明会を開催する回数の特例）

第６条　施行規則第１１条第１項ただし書の規定により相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（１）当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が６，０００㎡を超えるとき。

（２）当該大規模小売店舗が広域案件であるとき。

（３）当該大規模小売店舗が２２時から翌日６時までの時間帯において営業又は荷さばきその他の営業に付随する活動を行うとき。

（４）当該大規模小売店舗の所在地について都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域以外のものであるとき。

（５）前各号に定める場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

２　施行規則第１１条第１項ただし書の規定による説明会を開催する回数の指定は、説明会開催回数指示書により行うものとする。

（説明会を開催する必要がない旨の承認）

第７条　施行規則第１１条第２項の規定による承認を受けようとする者は、説明会開催免除適用申請書に説明会を開催する必要がないことを証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による説明会開催免除適用申請書の提出があった場合においては、可否を決定し、その結果を説明会開催免除承認（不承認）通知書により届出者に通知するものとする。

（説明会の開催の公告）

第８条　施行規則第１２条第２号に規定する公告の方法は、千葉市全域において購読されている時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の３紙に掲載することにより行うものとする。

２　施行規則第１２条第３号に規定する適切と認める方法とは、届出に係る大規模小売店舗の敷地の境界から半径１㎞の範囲に対して、前項に規定する日刊新聞紙の３紙への折

り込みチラシやチラシの全戸配布とし、多くの住民に周知が図られる方法により行うものとする。

３　市長は、説明会開催者に対し、法第７条第２項の規定により公告する場合においては、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も公告するよう求めるものとする。

（１）当該大規模小売店舗の名称及び所在地

（２）当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

（３）当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

（４）新設し、又は変更しようとする日

（５）店舗面積の合計

（６）開店時刻及び閉店時刻

（７）駐車場及び駐輪場の収容台数

（８）主な販売品目

４　市長は、説明会開催者に対し、法第７条第２項及び前項に規定する事項を表示した標識を大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

（説明会を開催することができない旨の承認）

第９条　施行規則第１３条第１項の規定による承認を受けようとする者は、説明会開催不能報告書に当該事由が存することを証する資料を添付して、市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による説明会開催不能報告書の提出があった場合においては、その当否を決定し、その結果を説明会開催不能承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

３　前条第１項の規定は、法第７条第４項の規定による周知について準用する。

（説明会実施状況報告書）

第１０条　市長は、法第７条第２項の規定による公告をした説明会を開催した説明会開催者に対し、説明会実施状況報告書を提出するよう求めるものとする。

（法第８条第２項の意見書）

第１１条　法第８条第２項の意見書（以下「意見書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名

（２）意見書の対象の大規模小売店舗の名称及び所在地

（３）意見の内容

２　意見書は、経済農政局経済部産業支援課に、持参、郵送その他市長が適当と認める方法により提出するものとする。

３　市長は、提出された意見書が個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められる場合においては、その全部又は一部について、法第８条第３項の規定による公告及び縦覧を行わないものとすることができる。

（市の意見）

第１２条　市長は、法第５条第１項又は第６条第２項本文の規定による届出があった場合においては、意見書の提出があったときは同条第３項の公告の日から１月が経過した日以後に、意見書の提出がなかったときは法第５条第３項の公告の日から４月が経過した日以後に千葉市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、法第８条第４項の意見の有無及び意見を述べるときはその内容を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により法第８条第４項の意見の有無及び意見を述べるときはその案を審議会に付議しようとする場合においては、意見書又は同条第３項の規定により公告した意見の概要を審議会に提出しなければならない。

３　法第８条第４項の意見を述べる書面は大規模小売店舗の届出に関する意見（通知）とし、同項の規定による意見を有しない旨の通知は大規模小売店舗の届出に関する意見について（通知）により行うものとする。

（市の意見に対する届出事項の変更に係る事前協議）

第１３条　市長は、法第８条第７項の規定による届出をしようとする者に対し、当該変更に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

２　前項の規定により市長と協議を行う者は、届出事項変更協議書を市長に提出するものとする。

（市の意見に対する添付書類記載事項のみの変更）

第１４条　法第８条第４項の規定により意見が述べられた場合で施行規則第４条各号に掲げる事項のみを変更する者は、添付書類記載事項変更届出書を市長に提出するものとする。

２　前項の規定により提出された添付書類記載事項変更届出書は、これを法第８条第７項の規定による通知とみなす。

（市の意見に対する変更しない旨の通知）

第１５条　法第８条第７項の規定による通知は、届出事項を変更しない旨の通知書により行

うものとする。

（勧告及び不勧告）

第１６条　市長は、法第８条第７項の規定による届出又は通知があった場合は、法第９条第１項の規定による勧告について、審議会の意見を聴かなければならない。

２　法第９条第１項の規定による勧告は、大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）により行うものとする。

３　市長は、法第９条第１項の規定による勧告を行わない場合においては、大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）によりその旨を当該届出又は通知を行った者に通知するものとする。

（市の勧告に対する届出事項の変更に係る事前協議）

第１７条　市長は、法第９条第４項の規定による届出をしようとする者に対し、当該必要な変更に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

２　前項の規定により市長と協議を行う者は、勧告事項変更協議書を市長に提出するものとする。

（市の勧告に対する添付書類記載事項のみの変更）

第１８条　法第９条第１項の規定による勧告が行われた場合で施行規則第４条各号に掲げる事項のみを変更する者は、添付書類記載事項変更届出書を市長に提出するものとする。

（市の勧告を適正に反映している旨の通知）

第１９条　市長は、法第９条第４項の規定による届出の内容が当該勧告を適正に反映しているものであると認める場合においては、当該届出者に対して、大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）により、その旨を通知するものとする。

（公表）

第２０条　市長は、法第９条第７項の規定による公表を行おうとする場合においては、当該勧告に係る届出をした者に対して、あらかじめ、その旨を告知し、書面による弁明の機会を与えるものとする。

２　法第９条第７項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

（１）当該大規模小売店舗の名称及び所在地

（２）当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

（３）公表の理由

（新設等に係る報告）

第２１条　市長は、法第５条第１項又は第６条第２項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の新設又は変更を行ったときは大規模小売店舗の新設（変更）報告書を市長に提出するよう求めるものとする。

（縦覧の場所）

第２２条　法第５条第３項（第６条第３項、第８条第８項及び第９条第５項において準用する場合を含む。）並びに第８条第３項及び第６項の規定による縦覧は、次の各号に掲げる場所で行うものとする。

（１）市役所

（２）当該大規模小売店舗の所在地を所管する区の区役所（法第６条第１項の規定による届出の場合を除く。）

（３）前２号に掲げる場所のほか、市長が特に必要と認める場所

（提出部数）

第２３条　次の各号に掲げる書類及びこれらの添付書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

（１）出店準備計画書、大規模小売店舗届出書、変更届出書（法様式第３）、大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書、届出事項変更協議書、勧告事項変更協議書及び届出事項変更届出書　正本１部及び副本２９部（当該大規模小売店舗が広域案件であるときは、当該市町の数に３０を加えた部数）

（２）変更届出書（法様式第２）　正本１部及び副本１０部（当該大規模小売店舗が広域案件であるときは、当該市町の数に１１を加えた部数）

（補則）

第２４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、経済農政局長が定める。

附　則

この要綱は、平成１２年６月１日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第７条の規定は、同年５月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。